

私立学校振興助成法による公認会計士等の監査

令和 7 年 3 月 28 日

告示第187号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第 2 項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が令和 7 年度以後の各年度の計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査について、次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

私立学校振興助成法による公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定（平成28年神奈川県告示第312号）は、廃止する。ただし、令和 6 年度以前の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項については、なお従前の例による。

知事を所轄庁とする学校法人が受ける私立学校振興助成法第14条第 2 項の監査は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書（活動区分資金収支計算書を除く。）が作成されているかどうかに関して行うものとする。